

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公表番号】特表2017-527506(P2017-527506A)

【公表日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-036

【出願番号】特願2017-532223(P2017-532223)

【国際特許分類】

B 6 6 C 1/06 (2006.01)

【F I】

B 6 6 C 1/06 H

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月23日(2018.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気永久磁石を有するリフターであつて、

遮熱材(9)を備える底板(10)によって底部で閉鎖された外部軸受構造(2、3)と、前記電気永久磁石のそれぞれの回路極(1)の底部で固定され、前記底板(10)から突出している極片(5)とを備え、

前記極片(5)のそれと、前記極片が固定された前記回路極(1)のそれとの間に、気密空隙(12)をさらに含むことを特徴とする、リフター。

【請求項2】

前記気密空隙(12)の高さは、1~4mmであることを特徴とする、請求項1に記載のリフター。

【請求項3】

前記気密空隙(12)は、前記極片(5)と前記回路極(1)との間に配置され、且つ、各回路極(1)において前記回路極自体よりサイズがわずかに小さい窓を備える、高温に耐える断熱材料の板(4)内に形成され、

前記極片(5)の上面及び/又は前記回路極(1)の下面に、前記断熱材料の板(4)を位置付けるための座部として機能することに適した外周凹部が設けられていることを特徴とする、請求項1又は2に記載のリフター。

【請求項4】

前記断熱材料の板(4)を形成している材料は、450~800の間で動作することに適し、300MPa以上の圧縮抵抗及び0,18~0,32W×m⁻¹×K⁻¹の間の熱伝導率を有することを特徴とする、請求項3に記載のリフター。

【請求項5】

前記断熱材料の板(4)を形成している前記材料は、シリコーン樹脂を通して結合された白雲母シートから形成された積層材料であることを特徴とする、請求項4に記載のリフター。

【請求項6】

前記外周凹部は、幅7~12mm、高さ3~6mmである、請求項3~5のいずれか1項に記載のリフター。

【請求項7】

前記外周凹部は、幅10mm、高さ5mmである、請求項3～5のいずれか1項に記載のリフター。

【請求項8】

前記断熱材料の板(4)の下の前記極片(5)の間に配置されている、銅のヒートシンク(13)をさらに含むことを特徴とする、請求項1～7のいずれか1項に記載のリフター。

【請求項9】

各ヒートシンク(13)は、2つの隣接する極片(5)の対向する側壁に沿って延在する一対の縦方向要素の間に配置されている、複数の横方向要素から形成されていることを特徴とする、請求項8に記載のリフター。

【請求項10】

熱プローブを備える調整及び制御回路を備えることを特徴とする、請求項1～9のいずれか1項に記載のリフター。

【請求項11】

水分のあらゆる痕跡を除去するために、前記回路極(1)、前記極片(5)、及び前記断熱材料の板(4)が、少なくとも150の温度において取得され、

前記断熱材料の板(4)を圧縮して前記気密空隙(12)の気密性のためのガスケットとして機能させるように充分に締められた取付ねじ(11)をよって、前記極片(5)が前記回路極(1)上に固定されることを特徴とする、請求項3～10のいずれか1項に記載の電気永久磁石を有するリフターを製造する方法。